

日本放射線リスク評価委員会設立総会記念講演会

講演要旨集

1. 山内知也
2. 高橋博子
3. 森松明希
4. 矢ヶ崎克馬

2026年2月22日
神戸大学 深江キャンパス 梅木ホール

JCRRA設立総会記念講演要旨

ECRR(欧州放射線リスク委員会)から何を引き継ぐべきか

山内知也 (神戸大学教授)

最初に、欧州放射線リスク委員会 ECRR2010 年勧告の最終言を引用する：「本委員会は以下を勧告する。公衆の構成員の被ばく限度を 0.1 mSv 以下に引き下げる。原子力産業の労働者の被ばく限度を 2 mSv に引き下げる。これは原子力発電所や再処理工場の運転の規模を著しく縮小させるものであるが、現在では、あらゆる評価において人類の健康が蝕まれていることが判明しており、原子力エネルギーは犠牲が大きすぎるエネルギー生産の手段であるという本委員会の見解を反映したものである。全ての人間の権利が考慮されるような新しい取り組みが正当であると認められねばならない。放射線被ばく線量は、最も優れた利用可能な技術を用いて合理的に達成できるレベルに低く保たなければならない。最後に、放射能放出が与える環境への影響は、全ての生命システムへの直接・間接的影響も含め、全ての環境との関連性を考慮に入れて評価されるべきである。」

このような精神を引き継ぐためには、「開かれた科学」を身につけた主体が生まれ、生き続けなければならない。それは科学者と医学者（疫学者）、歴史学者、法学者、倫理学者、経済学者、環境科学者、エンジニア、政治家、環境保護活動家たちの集まりとそれに結びついた生活者、何よりも東京電力福島原発事故の被害を被り、被害者として、また被害者のために奮闘されている市井の人々の集まりであって欲しい。「開かれた科学」には、ICRP や UNSCEAR、IAEA の「閉じた」放射線防護体系を、より広い科学的視点と日々更新される新しい科学的知見を継続的に取り入れる立場から、徹底して批判的に取り扱ってもらいたい。

その具体的な取り組み例として、講演では広島と長崎の原爆投下後の寿命調査 LSS で採用されている方法論にある間違いを指摘する。そこでは被曝線量としては爆発時に放出される「初期放射線」しか考慮されていない。放射能としての核分裂生成物は無視されている。中性子線が放射化によって生み出す放射能（Al-28 や Mn-56、Na-24、Sc-46 など）が無視されている（現代的な原子核実験では考えられない誤りである）。爆心地から 2.5 km 以上離れた地点にいた人々、広島市や長崎市以外の人々を被曝しなかった集団として扱っている（これは疫学においては絶対に犯してはならない間違いである）。ICRP の体系が内部被曝を「無視」としているという意味をしっかりと報告する。

JCRRA設立総会記念講演要旨

「核のフォールアウト過小評価の歴史的背景：広島・長崎・核実験・原発事故

高橋博子（奈良大学教授）

昨年、米国による広島・長崎への原爆投下から80周年にあたり、また今年にはビキニ環礁で戦後初の原爆実験が実施されてから80周年にあたるが、現在に至っても核被災の実態は人類共有の体験として充分には共有されてこなかった。とりわけ核のフォールアウトの人間や環境への影響については実態が隠されている。

広島・長崎の場合、爆風・熱射・放射線が生じるが、放射線でも原爆の炸裂後1分以内に発生する放射線を初期放射線、それ以降に発生する放射線を残留放射線という。残留放射線のうち放射性物質がチリ・ほこり・雨などに付着して広い範囲に降下することを核のフォールアウト（放射性降下物）という。核のフォールアウトは歴史的に過小評価されてきた。

その理由としては、第1に、1952年まで日本がアメリカを中心とする連合国の占領下にあったため、原爆の影響については情報統制があったこと。第2に、放射線影響研究そのものが放射線兵器開発や核戦争の準備のために米軍や米原子力委員会主体で実施されたため、その調査結果・データは軍事機密情報として扱われ続けていること。第3に、原爆の威力については米国政府は積極的に公表するが、とりわけ無差別性、残虐性、そして放射線による人体への影響については、すでに当時の国際法違反が問われかねないため、その影響を過小評価・否定した発表を行ったことがあげられる。

その一方で、近年ようやく情報開示された核のフォールアウトについての資料がある。例えば、放射線影響研究所（RERF）で保管されていたBC-50（Bio-Chemistry-50）、BC-51（Bio-Chemistry-51）である。この資料は2021年2月に開催された第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会（第2回）にて、同委員会の増田善信構成員が、高橋の論考を添付して、情報開示を求めたことからようやく出てきた資料である。しかしながら日本政府は関連資料を、米国での調査を業者に委託し、その結果として存在しない、としている。高橋の調査でも関連資料を入手しているので、このような答弁は事実と反する。

本講演では、このような核のフォールアウトについての情報が、米国側の影響下で管理され、研究体制が構築されてきた問題について検討したい。

JCRRA設立総会記念講演要旨

だれの子どもも被ばくさせない―「被ばくからの自由」と「避難の権利」―

森松明希子(原発賠償関西訴訟原告団代表)

人には、無用な被ばくを避ける権利があります。被ばくを免れ健康を享受する権利は、生命に関わる基本的人権であり、「少しも被ばくしたくない」という思いは誰にも否定できません。これが絶対的被ばく拒否権です。

同時に、状況に応じて被ばく回避行動を選択する「選択的被ばく回避権」も認められるべきです。被ばく以外にも守るべき権利がある場合、その選択は個々人に委ねられるべきであり、特に加害の側から押し付けられるものではありません。子どもは親の判断なしには権利を行使できませんが、それによって被ばく拒否権が消えるわけではありません。避難制度が整わず避難したくてもできない人がいる一方、帰還政策が優先されることで望まない帰還を強いられる状況は、実質的な強制被ばくと言えます。

さらに、無用な被ばくを避けるためには、自らの被ばくに関する情報を知り、管理する「被ばく情報コントロール権」が不可欠です。放射能は目に見えず、低線量は五感で察知できません。どれだけ被ばくしたのかを知る権利は市民の側にあります。しかし福島第一原発事故直後、放射能の漏えい量や被ばく状況といった最も知りたい情報は即時に提供されず、後になって被ばくの実態を突きつけられることが繰り返されました。知って被ばくすることと、知らされずに被ばくさせられることは全く意味が異なります。

私が避難を続けているのは、福島原発事故による放射能汚染が「ある」からです。初期被ばく量も分からないまま、これ以上1マイクロシーベルトたりとも無用な被ばくを重ねたくありません。原発から漏れた放射能による被ばくは百害あって一利なしであり、私はそれを許可した覚えも許容した覚えもありません。避難は線源から遠ざかる最も直接的で効果的な防護手段であり、積極的被ばく回避権の行使です。避難を否定する社会は、自らの命を守る権利を手放す社会です。

「被ばくからの自由」は普遍的な基本的人権であり、福島だけの問題ではありません。核被害の脅威にさらされたとき、被ばくを強いる側に立つのか、権利を守る側に立つのか問われます。有事の時こそ、子どもを含むすべての人の権利が奪われないよう、原発問題を人権問題として捉え直すことが必要です。「被ばくするか否かは私が決める」。この問いを市民社会で共有したいと考えています。

なぜ今？“科学的で人権を守れる”放射線被曝評価体系が必要か？

矢ヶ崎克馬（琉球大学名誉教授）

- 1 ICRP は「放射線被ばくの原因となる有益な行為を不当に制限することなく、人を防護するための適切な標準を与える」（1990年勧告）と宣言し核産業の維持を最優先しています。防護3原則などの原理です。
- 2 ICRP2007年勧告は防護措置を「事故が起きたら最早健康保護を行わない」と変化させました。放射線被曝から人々を保護しないことを合理化したのです。
- 3 科学的に調査された放射線被害を無視する姿勢が貫かれました。
- 4 防護評価体系から科学の背骨を取り外しました。
因果関係の科学とは、外部からの刺激を受けて物体内で変化が生じ（内部応答）、その内部応答の結果現象が生じるというものです。
ICRPは一番研究しなければならない「内部応答」を抹殺したのです。
- 5 ICRPの恣意的創造物理量である、「生物学的等価線量」は電離・分子切断の密集からもたらされる「内部応答」を架空の線量「等価線量（Sv）」が高いことに「変換」しリスクを線量概念だけに還元したのです。
- 6 実効線量はリスクをガン（確率的影響）のみに限定しています。
- 7 東電福島原発事故の際に日本では、「法治主義の放棄」がなされました。無視された法律は、災害対策基本法、原子力災害対策特措法、炉規法、電離則等々です。「災害救助法」では原発事故をはじめとする原子力災害について法の指定を怠っています。
- 8 健康被害も全国的な規模で非常に深刻な状況です。
- 9 「科学を欠いた」体系により、どのように放射線被害の状況が隠蔽されたか
 - （1）組織内で電離される対象をDNAに限定し下記の因子を無視しました。
 - a. 内部被曝 ①短飛程粒子線、②不溶性微粒子、③可溶性微粒子、④新陳代謝の少ない臓器
 - b. 水の電離に伴う活性酸素 ①酸化ストレス症候群、②ペトカウ効果、
 - c. 電離される組織 ①ミトコンドリア、②ミトコンドリアDNA、③細胞膜、④心臓/脳組織、⑤あらゆる組織
 - d. 放射線生理学的現象 ①バイスタンダー効果、②ペトカウ効果、③ゲノム不安定性
④アポトーシス
 - （2）電離・分子切断の修復力無視 ①体力・免疫力の低下者（病人・お年寄り・男女の感受性差）、②、ホルミシス効果、
 - （3）組織的影響と確率的影響の両者に「100mSv以下のリスクは感知できない」という低線量のリスク無視を行っています。
 - （4）内部被曝に関連する被害を見えなくする「計量方法」の強制を行っています。計測単位を組織・臓器に限定して「平均値を用いる」。
- 10 今“科学的で人権を守れる”放射線被曝評価体系が必要なのです。